

令和5年度境港市地域福祉計画策定・評価委員会 会議録

●日時 令和6年3月27日(水) 15:00~15:55

●場所 境港市保健相談センター 講堂

●日程

1 開会

2 議事

(1) 境港市地域福祉計画(第4期)の実施状況等について

(2) その他

3 その他

4 閉会

●出席者(敬称略)

(委員) 宮本剛志、伊東亜希子、佐篠邦雄、小林豊、佐々木壮一、古徳寧、柏木香寿子、川口昭一、松下秀子、植田建造、佐々木健雄、門脇重仁

(事務局) 足立統(健康づくり推進課長)、北野瑞拡(子育て支援課長)、小川博史(総合政策課長)、山根幸裕(福祉課長)、木村光男(水産商工課商工振興係長)、難波琢也(福祉課生活支援係長)

(欠席者) 門脇佳恵、岡空聡、平林和宏

(傍聴者) なし

●会議録(要旨)

1 開会(15時00分)

事務局) 皆さんこんにちは。

ただいまから、令和5年度の境港市地域福祉計画策定・評価委員会を開催します。

私は、福祉課長の山根です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、福祉保健部長がご挨拶を申し上げる予定でしたが、他の事業もございまして、長寿社会課長とそちらに向かうことになりました。本日の委員会は兩名失礼させていただきますことご了承ください。また、本日は15名の委員の皆様のうち、門脇佳恵委員さん、岡空委員、平林委員さんから、欠席のご連絡をいただいておりますので、12名の出席でございます。過半数の出席をいただいておりますので、本会は成立をしております。

そういたしますと、ここから先の議長は、委員長ということでございますので、進行の方お願いいたします。

委員長) それでは、改めまして、皆さんこんにちは。

委員の皆さん、本日は大変お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

本日の予定ですけれども、1時間程度を予定しておりますので、ご協力のほど、よろしくをお願いしたいと思います。

2 議事

委員長) それでは日程に従いまして、議事を進行させていただきます。

議事に入ります。1番目の地域福祉計画第4期の実施状況について、事務局の方から説明をお願いいたします。

事務局) 私の方からは、議事の1番。令和5年度境港市地域福祉計画第4期の実施状況等ということでご説明させていただきます。資料は、先ほど配らせていただいたものと、事前にお渡しをさせていただいたものがございます。

境港市地域福祉計画第4期の実施状況等の記載表ということで資料2のご説明をさせていただきますと思います。

本計画でございますが、昨年度、策定・評価委員会の方で議論をしていただきまして、スタートしたところでございます。計画期間は5年間ということで、令和5年度から令和9年度まででございます。

本日の会は、この第4期の計画策定から、初めての振り返りということでございます。まだ、1年度を終了しておりませんが、令和5年度の途中までの12月までの状況ということでまとめております。

まず、本計画でございますが、基本目標として3つ設定をしております。1つ目が、地域でのつながりを大切にするまちづくり。それから2つ目が地域福祉をつくる人づくり。最後の3つ目は、誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくり。

この基本目標3つを1つずつ順番に説明させていただきます。まず、基本目標1の地域での繋がりを大切にするまちづくりということで、「つながり」をキーワードに、施策の展開としては、3つの小項目を掲げております。

1つ目が、顔の見える地域づくりの推進。これにつきましては、この表を横に見ていただき、施策の展開、令和5年度の主な取り組み内容や実績等、今後の課題等を掲載させていただいております。

①につきましては、地域での支え合い活動、生活支援コーディネーターがサポート活動する取り組みに対して補助金を交付しております。令和5年度につきましては、4団体の活動を支援しているところでございます。課題としましては、市内のまだ取り組みがない地区もございますので、そういった地区でのネットワーク化の推進でございます。

続きまして、②誰も地域で孤立させない体制の推進ということで、いくつかの相談機関を中心としまして、相談しやすい体制づくりを充実していくため、

子育て世代包括支援センター事業の推進や新しい事業として出産・子育て応援事業といったことを実施しております。

それから、障がいのある方の一般相談支援事業ということで、いろんな相談を、福祉サービスに限らず、受けていただく事業所が2ヶ所ありまして、市の方で委託をして実施しております。

生活困窮者自立相談支援事業は、社会福祉協議会に委託をして実施しております。これも以前からやっており、本市の社会福祉協議会の取り組みとしまして、フードエイド事業や地域貢献の活動としてえんくるり事業にも取り組んでいただいております。

子育てに悩まれるご家庭、あるいは未就園児のいるご家庭に訪問し、育児についての助言や協力を行うということで、令和5年度の状況としましては、未就園児訪問実績は11世帯。それから、子育て世代の訪問事業の令和5年度は5世帯となっております。

また地域子育て支援センターにおきましても、育児についての様々なアドバイス、各種行事等々を通じまして、利用者同士の交流を図って、孤立させない体制というところで、事業を展開しているところでございます。

市内に2ヶ所ございます地域子育て支援センターのそれぞれの令和5年度実績につきましては、ひまわりが8,540人。きらきが3,083人。

それから、更生保護サポートセンター。こちらは更生保護の活動の拠点として、なぎさ会館に活動拠点の体制をとっていただいております。

地域福祉活動の推進ということで、様々な地域の連帯が深まるような、地域福祉活動の連携ということでございます。高齢者クラブの立ち上げや、子育てサークルの活動に関する助成金などの支援を行っております。子育てサークルの助成実績の令和5年度につきましては、1団体の見込みでございまして、20万円となっております。

いのちと心のプロジェクト事業ということで、地域の居場所づくりや心の応援団を広げる会を実施しています。今年度につきましては43人参加。参加の関係機関、参加者の拡大が課題となっております。

また、こどもの居場所づくりについて、主に子供の貧困対策ということで、令和6年度は、新たにこども食堂を立ち上げる団体に支援を実施することになっています。

続きまして2番の地域福祉を作る人づくり。こちらにつきましては、小項目としまして、2つございます。1つ目が福祉意識の醸成。フレイルサポーターの養成。それから障がい福祉の関係ですと、あいサポート運動、あるいは障害特性に特化した支援としまして、聞こえない、聞こえにくい方とコミュニケーションしたいということで、筆談セミナーを実施。障がいのある方の社会参加、支援ということで、芸術作品展示や障がいの理解促進のための講演会等をほっとはあと事業で実施しております。関連をするものでございますが、社会福祉協議会の方では、パラスポーツ体験会ということで、パラアスリートの方がやられる種目を体験できる事業を行っております。

また、再犯防止の関係でございまして。保護司の関係でございまして、7月に社会を明るくする運動ということでパレードを実施しております。保護司会の

方、自治会の方、民生委員の方など、関係者に参加をしていただきまして、地域で再出発することを後押しするような社会づくりを共通認識できたというところでございます。

また、市報においても、更生保護の活動の内容であるとか、再犯防止啓発というところで、地域への理解促進に努めております。青少年の健全育成というところで、境港市青少年育成センターを設置、みなと祭街頭指導など行っているところです。

基本目標2の地域福祉をつくる人づくりの中の、福祉を担う人材育成と発掘ということでございます。フレイルサポーターの養成講座、あるいは、ファミリーサポートセンター事業での様々な講習会、それから、民生児童委員の活動、それから社会福祉協議会で設置しておりますボランティアセンター事業への協力。それから、健康づくり地区推進委員さんに学習の場ということで、ワークショップ。いわゆる元気な高齢者を増やす取り組みや、それから、ゲートキーパー養成講座等々。食生活改善推進員の支援、更生保護サポートセンターへの活動場所の継続貸与、更生保護女性会の研修参加支援等々実施しております。

続いて基本目標の3つ目でございます。誰もが健康で安心・安全に暮らせる環境づくりということで、これは5つの小項目がございます。この4つ目につきましては、権利擁護・成年後見制度の推進。これは境港市成年後見制度利用促進基本計画の部分となっております。それから5番目の再犯防止の推進。これは境港市再犯防止推進計画の部分となっております。

少し戻っていただいて、まず、この基本目標3番の誰もが健康で安心安全な環境づくりの1番、情報提供の充実です。先ほどちょっとお話しいたさせていただきました。こころの応援団を広げる会の実施や相談窓口の周知を図りました。市のホームページ、ツイッター、各種集会で情報発信をしています。情報発信については、働き世代に必要な情報が届くための啓発方法等の工夫が必要ではないかと思っております。

続いて2番目でございます。健康づくりの推進でございます。こちらにつきましても、がん検診の受診率は記載の通りでございます。様々な形式をやっております。また、ふれあいの家事業も各地区で行ってございまして、健康づくり推進のための、様々な研修等々をやっております。

続いては3番目でございます。安心・安全のまちづくりでございます。こちらにつきましては、災害を意識した中で、避難行動要支援者の個別支援計画、そういったことを民生児童委員さんのご協力で作成しております。

また、生活支援コーディネーターが各地で支えあいマップ作りの支援等しております。いわゆる災害時に自治会さん、それから自主防災組織、そういった方たちと、要支援者の情報の共有することで適切に対応できると考えているところです。個人情報保護による活動の制約や、個人情報の所持に対する自治会さん等関係機関の抵抗感が課題となっております。

続いて4番目でございます。権利擁護、成年後見制度の推進というところで、これは先ほど申しましたように、境港市成年後見制度利用促進基本計画の方ですね。こちらにつきましては、市民後見人養成制度のための広報を行っております。今現実に市民後見人必要な方への支援ということで、申し立てる親族が

いらっしゃらない方につきましては、市長が申し立てをして、認められれば、利用していただく形になります。

続いて5番でございます。再犯防止の推進でございます。先ほど申しましたように、こちらは境港市再犯防止推進計画の部分になります。記載の通りでございますが、再犯防止啓発月間に、啓発パレードなどを実施しまして、地域での再出発を後押しするような、社会づくりの共通認識をしたところでございます。

また、これも重複ではございますが、保護司さんの更生保護サポートセンターへの支援等々、各種の研修会等々を実施しております。

以上、主なものということで、記載をさせていただいたものを、説明させていただきました。

委員長) ただいま基本目標に沿った途中経過ということで、実績等事務局の方からありましたけど、皆さん方、ここでご意見、ご質問はございますでしょうか。

委員) はい。ちょっとお聞きしたいんですが、この1ページですね、地域のネットワーク構築事業支援ですね、本当にいいことだと思うんですけども、令和元年から5年度まで、14団体ですね。これは将来的にあとどのぐらいやれば、市内全域に行き渡るかどうか。支えあいマップづくりは地区によって世帯数の多い、少ないがあって、2つに分けてもって感じ。計画では、市内のネットワークづくりっていうのは、あとどのぐらい残っているのか、どのぐらい分けるか。ちょっとお伺いしたいと思います。以上です。

事務局) ありがとうございます。今のお話の中にもありますけど、1つの地区でも分かれるような場合もあるということで、どういうふうに分けるかっていうところですね。今、ここで明確にどれだけできたかっていうことは、申し上げることができませんが、それぞれの地区で取り組んでいただけるような形で、応援をしながらということで進めております。具体的に、あといくつで完成だとか、そういうところは難しいところですが、今後も必要な支援を続けていくということになります。各地の自主防災組織とお話しながら、寄り添って、息長くやっていただきたいと思います。以上です。

委員) ありがとうございます。

委員長) 他にございませんでしょうか。

副委員長) 私は、市の自治連合会の副会長して、外江地区の自治連合会の会長しております。この前のある会議です、民生児童委員さん、これはもう本当に悲鳴を上げるような、非常に大変な仕事でして、通常の常勤の仕事をしている人がほとんどで、その人が毎月1回は必ず休んで、民生委員さんの業務に使わなきゃならないということで、これ以上はもうできませんと、悲鳴にも近

いような話を伺いまして、民生委員さんは、福祉のメインというか、一番重要なポジションだと思うんですけども、そこが本当に崩壊の危機に瀕しているとなればこれはゆゆしき問題だなと。そのような問題は、自治会も似たりよっりの問題をどこも抱えておるのかなとも思うんですけども、それでは済まないような訴えがあったもんですからちょっと、今日は会長さんもおられるので、最近の様子ですとか、差し障りがない範囲で伺えればと思うんですけども。

委員) すいません。地域福祉計画を作るうえで、地域でいろんな声を上げていただき、本文の中にも、ものすごく民生委員という言葉がたくさん入っているということで、アンケートの内容等、それぞれ挙がってきた意見を民生委員全員に印刷をして配りました。令和5年度に配ったんですが、今おっしゃったように、有職者がどんどん増えていますので、これは全国的にも問題となっていて、なり手不足に繋がってるんですが、さっきおっしゃってくださったように、何でもするのが民生委員という受けとめ方をしてくださってる方もいらっしゃいます。ACジャパンの宣伝で、地域の学級委員長というようなことが出されてから、余計に全部関わってくれるんじゃないかっていう意見が出ているということが、一昨日役員会のときに出ました。例えば遺品整理ですね。配偶者が亡くなられて、その片付けに入って欲しいとか、そうなることと財産に関わることに直接手出しをするような形になって、そういうことは控えてもらうようにしてほしいという話をしたところで、それをどう誰がするか。誰がお手伝いをするのかっていうところでちょっといろいろ意見を出し合ったところです。このことに関して家の中に入って、何かを動かすっていうことになると、財産問題に関係してきますので、生きておられるおられない関係なく、身内の方が全くおられないにしても、そのことが発生するっていうことで、とても悩ましいと議論したばかりでした。なかなか線引きができない。福祉って何って言われると、明確に答えることができないのが、今の私なんですけれども。お手伝いといいますか、地域の皆さんが困っておられることは、やっぱり関わっていかないといけないと思うんですけども、先日、包括の会議でですね。ポイント制で自治会さんがお手伝いを登録されると、例えばごみ出しをすると1ポイントの団体に入るっていうような、1回100円でしたっけ、以前はポイントじゃなくっていくらでももらえるということだったので、してあげたい気持ちはあるけどもするとそのお金が欲しくて、手伝うみたいに思われるのが嫌だっていうような意見もあって、改善されて今のポイント制になって、そういう自治会はいいなっていうふうに思ったところなんですけども、してあげたい気持ちはあるんですけども、どこまで踏み込むというか、ずっとその方の身の回りのことをしていかないといけないのってなると、お仕事をしておられる方なんかは本当に負担になって、結局なってもらっても、1期もたずに辞められる方も、境港ではないけども、いろんな地域では、せつかくなってもらってもやめられるっていうことが、発生してますので、そこを、その包括の会でも出たんですが、いろんなことを周知していく、そういうことがあることは、何かで読んだことがあるぞとか、聞いたことあるって、思われる方も多いんですけども、きちんとしたこのきまり、取り組みに繋がっていないのが現状なんじ

やないかなと思って。なんか答えになってないかもしれない。私たちもちょっといろいろ考えています。

委員長) ありがとうございます。

事務局) 今、民生委員さんのお立場からのお話ということでお聞かせいただきました。福祉課の方では民生委員さんの所管課ということで任命等を担当おりました、委員になっていただいた後、実際の活動をするということになりますと、民生児童委員協議会といいます、民生委員の方で作った組織がありまして、その事務局が社会福祉協議会となっております。

民生委員さんに関しましては、福祉課と社会福祉協議会、いわゆる車の両輪というような形で、委員の皆様の活動をサポートさせていただいておるところであります。今お話が出たように、民生委員さんの役割は、なかなか線引きというか、できるできないというところに課題が正直ございます。ひと昔前の民生委員さんは、先ほど言われたような生活の中に入っていて、実際支援をされたということがあったというところがございますけれども、現在はいろんな福祉制度や、様々なものが整理されまして、民生委員さんの活動の中心というのは、その地域で困ってらっしゃる方のご相談を受けた際に、行政機関、支援機関等々につないでいただくという、いわゆる行政とのパイプ役というような役割が主となっております。ただいま言われましたように、民生委員さんが何でもやってくれるというようなことを思っている方もいまして、私ども、あるいは民生児童委員協議会の事務局で民生委員さんの活動というのを正しく知ってもらうように、広く周知して、委員の皆さんの活動が少しでもしやすくなるように環境を整えていく、そういったことをしなきゃいけないなというところで、お話をしているところであります。

それから、民生委員さんの活動の負担ということ、お仕事を引っかかっている方が結構おられます。境港市では、主任児童委員さんも含めて民生児童委員さんの定数が86名です。3年に1回一斉改選がありまして、令和4年の12月の一斉改選のときは、定数が86名に対しまして、82名でスタートしていただきました。令和5年度中に欠員地区の1名に任命することができまして、今現在は、83名でございますけれども、それでも3名が定数に至っていないこととなります。これは全国的な傾向でございます大体、全国でも充足率は90%前半ぐらいでございます。境港市もそれはちょっと高い86分の83ということとなります。活動の負担を、少しでも軽減するようにと、今、民生委員協力員制度と言いまして、民生委員さんの活動のサポートをする協力員を制度化している自治体もありまして、他自治体の取り組みを事務局と一緒に検討しているところでございます。

副委員長) 崩壊の危機に瀕してるかもしれない組織に対してね、そのような配慮で本当にもつんでしょうか。夢物語みたいなアイデアだとは思いますが、大きな単位自治会については、民生委員さんを2人体制にするとか、と言いますのも、過去に私の経験で、旦那さんがお亡くなりになられて、自分は孤

立しかけておるので、この人と一緒だったら民生委員の仕事をしたいと言う訴えがありまして、それはすごいことですね、自分からやりたいという人が出ましたね、と言っていました。市に連絡したら、予算か定員の関係で、2人上の配置はできないと言われました。ただ、2人だったら、2人体制になればやってもいいなという人は、もっとたくさんおられると思うんですよね。1人だから、1人で全責任を負うっちゃうのは、男性でも女性でもね、ちょっとハードルが高いと思うんですよね。でも2人だったら、前任者もおるわけだから、その人の助力を受けて、一緒に活動しながら、だんだんと自立していくというような機会もありますしね。もっと県や国に訴えていただいて、特に、田舎ほど、高齢化が進んでおりますので、そういった困窮状態、自治会もそれこそ似たような状態ですけど、自治会は自治会ですからね。国や県に言うたって、どうしようもないですけども、でも民生委員というのは国の組織なんだから、国の組織が崩壊の危機に瀕しておるって言ったらね、これはもう全力で立ち上がって、国に対して言うべきことは言わなきゃ駄目だと思うんですよね。もうちょっと経過を見てとか、そんな余裕が本当にあるんでしょうか。完全に崩壊してからは、もう立ち直すことはできませんよ。

ということで、ちょっと固い口になりますけど、そのぐらいのね、悲痛な訴えを聞いたから、私もちょっと強く言っておいたらいいなと思って、ちょっと発言させていただきました。

委員長) ありがとうございます。その辺のことも含めて今、民生委員協力員制度などを検討中ということでございます。今、委員が言われましたことを十分、検討しながら、民生委員の確保ということを進めていただきたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

事務局) ありがとうございます。今、お話が出たように、1人では責任をちょっと意識しすぎると言われることがあると聞いております。先ほど申しました協力員制度というのが民生委員とペアになって、サポートをしながら、1人で動くということではなく動く、また、協力員の方もどういった方になっていただくのがいいのかっていうのを今、いろんなところを検討してるところでございます。いろんな方に協力員になっていただけるようなことを考えて、事務局と協議をしているという状況でございます。地域福祉の要は、やはり自治会さんと、それから民生委員さんを絡めた想定でございます。過度なご負担がないよう考えているところでございます。

委員長) ありがとうございます。それでは強力に協力員制度を進めていって欲しいと思います。

よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして他に何かありますでしょうか。

委員) 今の副委員長のご指摘に関連してお尋ねをしたいんですけれども、民生

委員から欠員が出ているということが資料に書いてあります。あと、報道なんかを見てますと、例えば保護司も結構高齢化になっていて、なり手が少ないってのが全国的に言われてるのかなと思うんですが、市内の民生委員さんとか保護司の方々の平均年齢がどれぐらいなのか、あと、一番若い方でどれぐらいの方がやられているのか、私ぐらいの若い世代の方もやってるものなのかどうか、ちょっと不勉強で申しわけないですが、そのあたり教えていただきたいと思います。

事務局) 民生委員さんに関しましては、今、細かい数字を持っておりませんが、83人の平均年齢ですと、大体60代半ばから後半ぐらいだと思います。一番若い民生委員さんで、40代の方が1名いらっしゃいまして、それから50代の方、60代の方、70代の方になります。厳密な決まりではないんですけども、任命のガイドラインというところでは75歳で一区切りということで、75歳を超える場合は、手続きが必要になりますけども、70代の方も多くいらっしゃいます。

事務局) 保護司も似たような状態になっておりまして、今、一番若い方で50代という形で、40代の方はちょっとおられません。

委員) 保護司は2年更新で76歳が退任の時期ですが、それこそ、なかなかなり手がいないということで、特例措置で78歳まではできるようになったんです。それまでは、2年更新のとき、6月1日と12月1日のときに76歳だと、退任ということになっていました。

それと65歳以下でない駄目だということで、それが、どうも今、法務省の方でそれを引き上げるという意見が出てますけど、とりあえずは65歳。ということで今、定めでは定員が25名で、23名が保護司。あと、平均年齢はやっぱり、70代ぐらいです。やっぱりみなさん仕事を持っておられますんでね。今、2名欠員ですけど私どもは、そんなに困ってないといえますか、保護司の仕事というのがやっぱり、更生保護、刑務所、少年院とか執行猶予の交渉事がメインですけど、もう1つはやはり、啓発事業があるんですけど、日本の保護司制度というのが今、世界でナンバーワンだということで、京都コンgresというのでありましたけど、保護司というのが世界用語となっております。民間ボランティアで犯罪者に当たっていくというのは、世界でないんですね、日本だけなので。それで今、保護司というのはもう世界共通語になろうとしています。

私、保護司というのは、啓発も大事ですけど、やっぱり刑務所とか、執行猶予、あと少年院からでてきた子どもたちの更生保護に当たるのが一番の苦勞の1つだと思ってます。平成15年ぐらいの頃に一番犯罪が多くて、1人で5人を担当してたということがあります。今、境港市では、大体担当者というのが4人ほどで、あとは先活環境調整ということで、いわゆる刑務所とかにいる人が、出てきたときにどうするかという仕事がありますが、これが大体6人程度あります。ちょっと今、犯罪が減ってきてるので、保護者をやってもらいたいですけど、2名欠員でもいいかなというふうに思ってます。ただ、そうは言っ

もやはり、新しい人をどうしても発掘したいなと思ってまして、ただ、副委員長も保護司ですが、みんないろんな役を持ってましてね、保護司になると、いろんな団体のいろんな役をやっておられるんです。その辺りがなかなかちょっと難しいです。

委員長) ありがとうございます。平均年齢が高くなっておられて、その先がちゃんと見えてきている。今、なり手不足で人がいないってところもあると思うんですが、長い目で次世代の養成という、そういった方々を見つけていくってことを地域の中で進めていく必要があるかと感じているので、またそのあたりも検討していただいて、民生委員の協力員制度などを活用していただいて次に繋がる方をどんどん見つけていただけるような取り組みを進めていただきたいと思います。
ありがとうございました。

次に進めたいと思いますけども、議事の2番目のその他ということで、事務局の方で何かございますでしょうか。

事務局) ございません。

委員長) ないようですので、以上で議事は終了しました。

3 その他

委員長) 全体を通して、その他何かありましたらお願いしたいと思います。
ないようですので、以上で議事を終了したいと思います。

4 閉会

委員長) ご協力ありがとうございました。また来年度に向けて、計画策定・評価委員会が開催いたしますけども、その際は、よろしく願いをいたします。
それでは、今日はお疲れ様でした。
ありがとうございました。

終了15時55分